

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。
令和2年8月7日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
福田 英之

記

1. 公募に付する事項

本業務は、「警察庁広域交通管制システムへのETC2.0プローブ情報の導入に係るシステム改修」について、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、契約予定者以外に本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が1者以上あれば競争入札を行うものとし、当該申込者がなければ随意契約を行うことを予定している。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和1・2・3（平成31・32・33）年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館内 警察庁交通局交通規制課庶務係
電話番号 03-3581-0141（代表）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和2年8月17日（月） 17時00分

上記（1）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(3) 資格等に関する書類は返還しない。

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

「警察庁広域交通管制システムへのETC2.0プローブ情報の導入に係るシステム改修」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違いないことを誓約します。

記

・令和1・2・3（平成31・32・33）年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）

契 約 書 (案)

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

- 1 契約事項 警察庁広域交通管制システムへの ETC2.0 プローブ情報の導入に係るシステム改修
- 2 委託内容 詳細は別添「仕様書」のとおり
- 3 契約金額 ￥ .-
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ .-
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。
- 4 履行期限 仕様書による
- 5 履行場所 仕様書による。
- 6 契約保証金 徴収免除

（目的）

第 1 条 乙は、この契約に定める条件に従い、警察庁広域交通管制システムへの ETC2.0 プローブ情報の導入に係るシステム改修（以下「業務」という。）を請負い、誠実に履行し、甲はその対価を支払うものとする。

（契約保証金）

第 2 条 乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

（監督）

第 3 条 甲は本契約の履行に際し、甲の指定する職員をもって監督に当たらせることができる。

（検査）

第 4 条 乙は、業務の終了後、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員の検査を受けるものとする。

（料金）

第 5 条 料金は、上記のとおりとする。

(料金の改定)

第6条 物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は3箇月前の事前の通知により、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(料金の請求)

第7条 乙は、甲の係官による作業報告書の確認を受けた後、第5条に規定する料金を甲に請求するものとする。

(料金の支払)

第8条 甲は、前条に定めるところにより、業務の履行について確認した後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に、その対価を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)、又は信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社(以下「信託会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関、特定目的会社又は信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。

- (2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

- 第11条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
- ① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けべき事由を生じた場合
- ② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合
- ③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
- (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
- (3) 乙が第12条第1項に該当する場合
- (4) 乙が第19条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
- (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 甲は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として未履行期間に相当する金額の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

- 第12条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあって

は、その役員又は使用人。以下同じ。) に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む)。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第13条 乙は、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償額の予定)として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないとき

は、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第14条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第11条第4項、第13条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第11条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（再委託）

- 第15条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（管轄裁判所）

- 第16条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

（秘密の保持）

- 第17条 甲乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（紛争又は疑義の解決方法）

- 第18条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議

の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第 19 条 暴力団排除に関する条項については、別紙 1 「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第 20 条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

上記契約の締結を証するため、この証書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
福田 英之

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 1 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、本文第15条に定める事前承認後に下請負人等が解除対象者であることが

判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名 印

令和 年 月 日付で契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負（再委託）をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 下請負（再委託）の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

広域交通管制システム業務プログラム改修仕様書

令和2年7月*日
警察庁交通局交通規制課

1 調達件名

警察庁広域交通管制システムへのETC2.0プローブ情報の導入に係るシステム改修

2 調達の背景

警察庁では、都道府県警察、一般財団法人道路交通情報通信システムセンター及び民間事業者が保有するプローブ情報（車両がいつ、どこに所在したかを示す情報を連続的に蓄積したもの）を今年度整備する広域交通管制システムにより受信し、平素から交通情報を生成するとともに、大規模災害発生時においては、通行実績情報（いわゆる通れたマップ）を作成し、公益財団法人日本道路交通情報センター（以下「JARTIC」という。）を通じて国民に継続提供する。

一方、都道府県警察においては、車両感知器、光ビーコン等の路側に設置された交通情報収集装置による交通情報の定点計測を行うほか、高度化光ビーコンで収集されるプローブ情報を用いて、路側に交通情報収集装置が設置されていない箇所における交通情報を計測し、交通情報の生成や信号制御の見直しを行っている。

プローブ情報は、路側の交通情報収集装置設置箇所以外にも交通情報を収集することができるため、交通状況の把握に極めて有効であり、多くのプローブ情報を収集することができれば、より広範囲にかつ詳細な交通状況を把握することができ、高度な交通対策を実施することができる。

3 目的及び期待する効果

プローブ情報の収集、生成、提供を行う機能を有する広域交通管制システムに国土交通省が収集するETC2.0由来のプローブ情報を取り込み、データ処理する機能を付加するシステム改修等を実施することでプローブ情報の充実を図り、災害時等における更なる適切な交通管理が可能となる。

4 用語の定義

(1) ETC2.0プローブ情報

国土交通省がETC2.0から収集し、保有するプローブ情報をいう。

なお、ETC2.0プローブ情報の詳細については、警察庁が別途指示する。

(2) 交通管制システム

道路交通に関する情報の収集・分析及び伝達により、信号機、道路標識又は道路標示の操作並びに警察官又は交通巡視員に対し行う交通の規制に関する指令を一体的かつ有機的に行うためのシステムのことをいう。

(3) VICISセンター

一般財団法人道路交通情報通信システムセンターの略称をいう。

(4) プローブ情報

車両の位置を表す座標及び時間の情報をいう。

- (5) VICSプローブ情報
VICSセンターが保有するプローブ情報をいう。
- (6) DRMリンク
国土地理院が発行する1/2.5万地形図を基本図とし、道路幅員3m以上の道路ネットワークをベクトルデータ化したものであり、一般財団法人日本デジタル道路地図協会が発行するデジタル道路地図データベースを構成するリンクをいう。
- (7) VICSリンク
道路交通情報を車載機に提供するため、路線の上り/下りごとに個別の区間番号(リンク番号)を付けたものであり、公益財団法人日本交通管理技術協会及び一般財団法人日本デジタル道路地図協会が発行しているリンクをいう。
- (8) 民間プローブ情報
民間事業者等が保有する通行実績情報及びプローブ情報をいう。
- (9) 通行実績情報
車両が通過した位置の緯度・経度情報を含む道路リンクを示す情報をいう。
- (10) 交通情報端末
警察庁及び各管区警察局に設置する交通情報等を表示するための端末装置をいう。
- (11) 各サーバ
情報送受信サーバ、情報配信サーバ、処理サーバ、データベースサーバ、セキュリティGWマスタ、セキュリティGWスレーブをいう。
- (12) 各ネットワーク機器
レイヤー2スイッチ、レイヤー3スイッチ及びファイアウォールをいう。
- (13) 情報送受信サーバ
VICSセンターからVICSプローブ情報を受信し、DBサーバに登録するとともに、災害時に民間事業者から走行軌跡/通行実績情報を受信し、DBサーバに登録する機能を有する。更に気象庁より地震情報を受信するほか、災害時に、民間事業者に対して情報提供依頼及び提供終了依頼をし、通行実績情報等をJARTICに送信する。
- (14) セキュリティGWマスタ、スレーブ
外部ネットワークから内部ネットワークに情報を転送する機能を有するサーバをいう。
- (15) 処理サーバ
走行軌跡情報からリンク旅行時間情報を算出し、統合渋滞旅行時間リンク情報を作成の上、DBに登録するとともに、走行軌跡情報から通行実績情報を作成し、DBに登録する機能を有するサーバをいう。
- (16) 情報配信サーバ
災害時に、通行実績情報等を交通情報転送装置に送信し、警察庁及び大阪府警察のデータベースとの同期を取るためのデータ送受信を行う機能を有するサーバをいう。

5 広域交通管制システムの構成図

広域交通管制システムの構成図については、別紙1を参照すること。

なお、通信プロトコルは、TCP/IPである。

6 契約期間

契約締結の日から令和3年3月5日（金）までとする。

7 作業スケジュール

作業スケジュールの概略は表-1のとおり。

表-1 作業スケジュール

年度	令和2年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ETC2.0プローブ情報の警察庁広域交通管制システムへの導入に係るシステムの機能改修					⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
					⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

8 作業の実施内容に関する事項

(1) 適用範囲

広域交通管制システムに取り込む、国土交通省が保有するETC2.0プローブ情報の導入に係るシステム改修に適用する。

(2) 設計・開発実施計画書

ア 契約後、警察庁と協議を行い、速やかに「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和2年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「ガイドライン」という。）に基づく、作業概要、作業体制、スケジュール、成果物等を記載した設計・開発実施計画書及びその附属文書である作業分解構成図（以下「WBS」という。）を作成し、警察庁の承認を得ること。

イ 設計・開発実施要領

契約後、警察庁と協議を行い、速やかにガイドラインに基づくコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理等に関する事項を記載した設計・開発実施要領を作成し、警察庁の承認を得ること。

(3) 進捗報告等

広域交通管制システムとの連携については、以下の項目を設定調整する必要があることから、警察庁広域交通管制システム業務プログラム契約業者と協議して決定すること。

ア 設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領に基づき設計・開発を行い、原則月1回行う予定の警察庁との定例会議において、その結果を報告すること。また、進捗管理表を作成し、定例会議に提出すること。

イ 契約書、仕様書及び実施計画書に基づく履行状況確認のため、警察庁が報告を求めた場合は、随時これに応じること。

ウ 警察庁と協議した場合は、速やかに議事録を作成し、警察庁の承認を得ること。

(4) 開発方法

広域交通管制システムに以下の項目を設定調整する必要があることから、警察庁広域交通管制システム業務プログラム契約業者と協議して決定すること。

ア プログラム設計書は、警察庁と仕様の詳細について協議の上作成し、警察庁の承認を得ること。

イ パッケージソフトウェアを利用する場合は、警察庁と協議を行い承認を得ること。

(5) 導入・調整

広域交通管制システムに以下の項目を設定調整する必要があることから、警察庁広域交通管制システム業務プログラム契約業者と協議して決定すること。

ア 本仕様書に基づく改修は、他のシステムの機能に影響を与えることなく行うこと。

イ 本仕様書に基づき開発するプログラムを警察庁及び大阪府警の広域交通管制システムにインストールし、設定及び調整を行うこと。

ウ 導入作業の日程の詳細については、警察庁と協議すること。

エ 導入作業の実施結果については、実施結果報告書を作成し、提出すること。

なお、報告書の詳細については、警察庁と協議すること。

(6) 瑕疵担保責任

警察庁は、納入成果物について納入後1か年以内に瑕疵を発見した場合は、契約業者に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、契約業者は、当該瑕疵を無償で修正するものとする。

9 運用試験・検査

広域交通管制システムに以下の項目を設定調整する必要があることから、警察庁広域交通管制システム業務プログラム契約業者と協議して決定すること。

(1) 運用試験

ア 契約業者は、警察庁広域交通管制システムハードウェアの調達業務契約業者と連携して、運用試験を実施すること。

なお、運用試験を行う日程については、警察庁と協議すること。

イ 運用試験計画書を作成し、警察庁の承認を得ること。

ウ 運用試験結果書を作成すること。

(2) 検査

ア 検査は本仕様書に基づき実施する。

なお、検査方法及び検査内容については、警察庁と協議すること。

イ 検査は、警察庁において、警察庁検査官が立会いの上、警察庁の設備を使用して行う。

なお、検査に必要なデータは警察庁が準備する。また、検査方法及び検査内容により、警察庁の設備以外に機器が必要となった場合には請負者が準備すること。

ウ 検査中に、本仕様書の既定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察庁検査官の指示に従うこと。

10 知的財産権の取扱い

(1) 本調達における納入成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、次の場合を除き警察庁が契約業者に受領書を交付したときをもって警察庁に移転する。また、契約業者は警察庁に対し、納入成果物に係る著作権人格権（著作権法第18条から第20条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。

ア 納入成果物に、契約業者が本調達の契約前から権利を有する著作物（契約業者の範囲について契約後、速やかに警察庁の承認を得たものに限る。）（以下「契約業者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その契約業者の既存

著作物

イ 納入成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「第三者の既存著作物」という。）が含まれる場合、その第三者の既存著作物

- (2) 10(1)で示した契約業者の既存著作物においては、本システムへの利用する目的の範囲に限り、警察庁は契約業者に権利留保された著作物を自由に複製し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

11 秘密に関する事項

- (1) 本契約により知り得た情報、検討内容、成果等を警察庁の許可なく外部に公表してはならない。
- (2) 本契約を履行するに当たり、資料又はデータを警察関係施設外に持ち出す必要が生じた場合には、当該資料又はデータの名称、内容、理由並びに持ち出し先の名称、担当者、責任者、住所、連絡先等を記載した書面を提出し、その許可を得た上で行うこと。
- (3) 警察庁から受領した資料、必要に応じ受託者自ら作成した資料及び本契約により取得した情報の記録媒体が不要になった場合は、返納、消却又は消去の処置を確実に実施すること。
- (4) 本契約の一部を再委託する場合には、再委託を受けた者も受託者と同様に(1)から(3)の各号で規定する事項を遵守する義務を負う。

12 納入成果物及び提出資料

広域交通管制システムに以下の項目を設定調整する必要があることから、警察庁広域交通管制システム業務プログラム契約業者と協議して決定すること。

- (1) 成果物及び納品期日

成果物の品名及び略称は、表-2のとおりとする。

表-2 品名及び略称

品名	略称
広域交通管制システム業務プログラム	業務プログラム
警察庁業務プログラム（改修）	業務プログラム①
大阪府警察業務プログラム（改修）	業務プログラム②

作成に当たり留意すべき事項は、表-3のとおりとする。

表-3 成果物及び留意すべき事項

No.	成果物名	数量	納品期日	補足
1	プログラム	1式	令和3年2月26日（金）まで	プログラムのソースファイルを含む内容とすること。
2	プログラムインストール媒体	1式	令和3年2月26日（金）まで	プログラムの名称、バージョン及び製造番号を明記すること。
3	プログラム設計書	1式	令和3年2月26日（金）まで	(1) 日本語であること。 (2) 次の記述を含む内容とすること。

				ア 機能設計 イ 環境条件 ウ ユーザインタフェース設計 ・画面設計 ・帳票設計 ・ファイル入出力レイアウト エ データベース設計 オ 外部インタフェース設計
4	プログラム仕様書	1式	令和3年2月26日（金）まで	(1) 日本語であること。 (2) プログラム詳細設計を含む内容とすること。 (3) ハードウェア入札公告を閲覧の上、ハードウェア仕様との整合性を確保すること。
5	プログラムリスト	1式	令和3年2月26日（金）まで	(1) バージョンを明記すること。 (2) モジュール一覧表を含む内容とすること。 (3) ステップ数とその算出基準を含む内容とすること。 (4) ファンクションポイントとその算出基準を含む内容とすること。
6	システム構築手順書	1式	令和3年2月26日（金）まで	(1) 日本語であること。 (2) インストール手順を含む内容とすること。
7	プログラム操作説明書	1式	令和3年2月26日（金）まで	(1) 日本語であること。 (2) 次の記述を含む内容とすること。 ア インストール手順 イ バックアップ手順 ウ リストア手順 エ メッセージ一覧表 オ 外部パラメータの変更手順

(2) 提出書類
提出書類は、別紙2のとおりとする。

(3) 納品方法
納品方法は、表-4のとおりとする。

表-4 納品方法

No.	成果物名	納品方法	補足
1	プログラム	電磁的記録媒体	

2	プログラムインストール媒体	電磁的記録媒体	
3	プログラム設計書	書面及び電磁的記録媒体	
4	プログラム仕様書	書面及び電磁的記録媒体	
5	プログラムリスト	書面及び電磁的記録媒体	
6	システム構築手順書	書面及び電磁的記録媒体	
7	プログラム操作説明書	書面及び電磁的記録媒体	

(4) 納品場所

納品場所は、警察庁及び大阪府警察本部とする。

13 満たすべき機能改修要件

広域交通管制システム業務プログラム改修の機能要件は、表-5とおりにする。

表-5 広域交通管制システム業務プログラム改修の機能要件

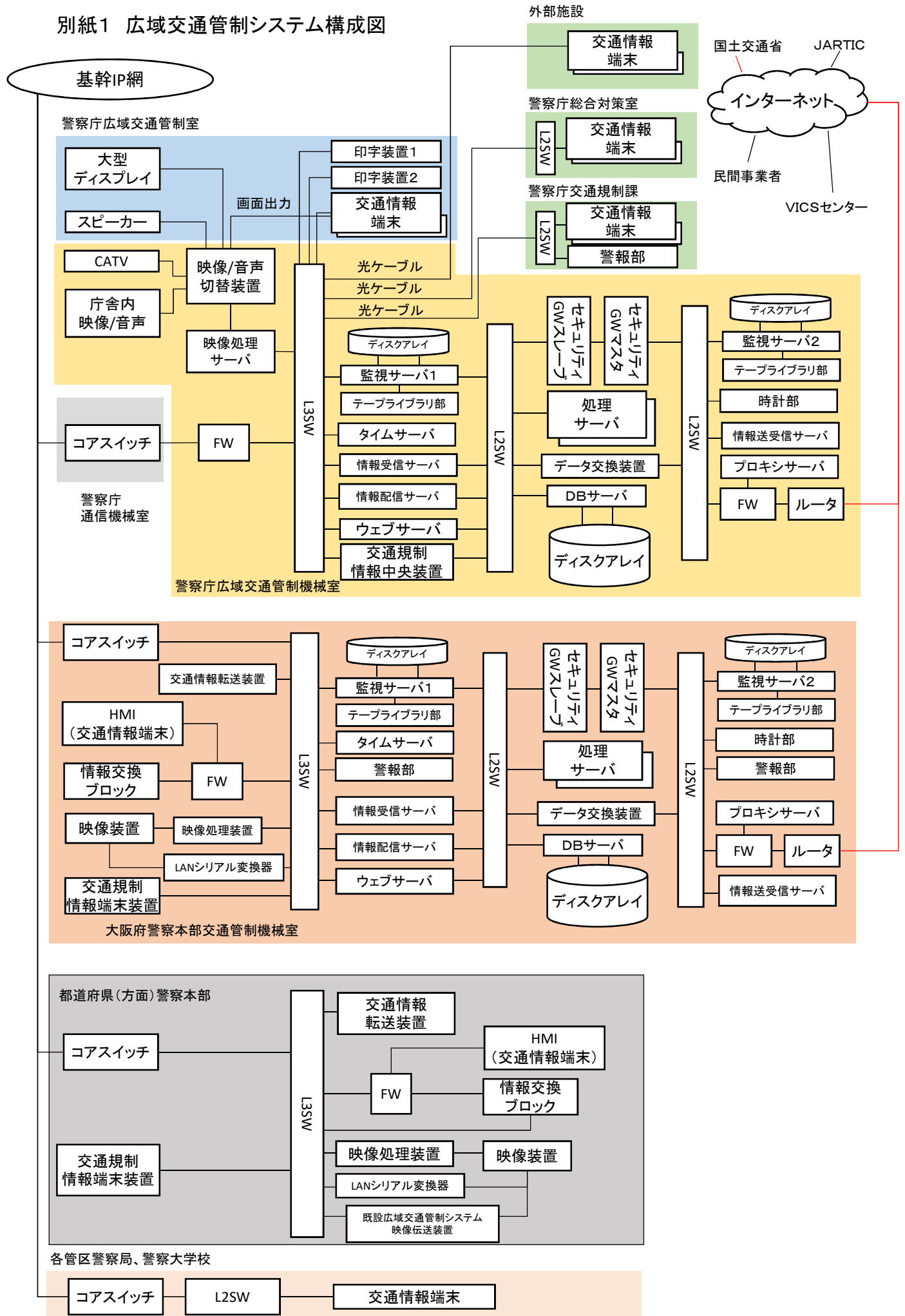
区分	項目	機能
広域交通管制システム	プローブ情報の収集・処理・配信	<p>(1) 広域交通管制システムの送受信サーバに、国土交通省関東地方整備局が保有するETC2.0プローブ情報を取り込むこと。</p> <p>(2) 広域交通管制システムにETC2.0プローブ情報を取り込めるように、情報送受信サーバ、セキュリティGWマスタ、セキュリティGWスレーブ、処理サーバ及び情報配信サーバのプログラムの機能改修を行うこと。</p> <p>なお、警察庁に設置されている広域交通管制システムに障害が発生した場合には、大阪府警察に設置される広域交通管制システムが代行運用となる。</p> <p>(3) ETC2.0プローブデータの表示</p> <p>ア ETC2.0プローブ情報から生成された5分周期で3サイクル分の旅行時間リンク情報(ETC2.0)を取り込み、選択によりETC2.0による旅行時間の表示ができること。</p> <p>イ 旅行時間リンク情報(ETC2.0)から、通行実績情報を生成し、選択により表示できること。</p> <p>ウ 災害時は光プローブ情報、VICSプローブ情報、民間プローブ情報に加えてETC2.0プローブも統合した通行実績情報としてJARTICへ配信すること。ただし、統合の可否は選択できること。</p> <p>なお、配信周期は1時間とする。</p> <p>エ 統合した通行実績情報を二次メッシュごとに各都道府県警察の交通情報転送装置に振り分けて配信すること。</p> <p>オ 通行実績情報表示画面及び渋滞・旅行時間リンク情報表示画面において、「光プローブ」、「VICSプローブ」、「民間プローブ」のチェックボックスに追加して「ETC2.0プローブ」のチェックボックスを表示すること。</p> <p>(4) 詳細事象・規制情報(ID:15)の追加、取り込みを行い、地図</p>

		<p>上にID:15の事象規制アイコンの重畳を行うとともに、渋滞・旅行時間リンク情報画面において交通情報表示凡例に追加すること。</p> <p>なお、アイコンは別途、指示する。</p> <p>(5) データの一括登録</p> <p>施設名称及び位置情報等のCSVファイルデータを地図上に、一括登録ができること。</p> <p>なお、CSVファイルのフォーマットは別途指示する。</p>
--	--	--

14 その他特記事項

- (1) 本改修は、広域交通管制システムの業務プログラムと密接に関係しているため、警察庁広域交通管制システム業務プログラム契約業者と十分な意思疎通を図り納入すること。
- (2) 納入成果物が他者の権利を侵害していないこと。
- (3) プログラム改修に必要な機器及びソフトウェアは契約業者において準備すること。
- (4) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、警察庁の指示又は承認を得ること。
- (5) 本仕様書に記載なき事項でも、履行に当然必要と認められる事項については、警察庁と協議の上行うこと。
- (6) 「広域交通管制システム業務プログラム仕様書」及び「広域交通管制システムハードウェア仕様書」については、閲覧可能であるため警察庁に問い合わせること。
- (7) 納入時に、納入報告書を作成し、提出すること。
- (8) 全ての作業完了後、完了報告書を作成し、提出すること。
- (9) 警察庁に提出する資料については日本語であること。

別紙1 広域交通管制システム構成図



提出書類一覧

No.	提出書類等	提出時期	提出方法
1	議事録	会議終了後、5営業日以内	書面
ガイドライン関係			
2	設計・開発実施計画書	第1回定例会議終了後、 30日以内	書面
3	WBS		
4	設計・開発実施要領	定例会議の都度 月初めの定例会議	
5	EVM進捗管理表		
6	進捗状況表		
7	EVM推移グラフ		
8	進捗状況分析図		
設計			
9	プログラム設計書	協議して決定	書面
10	マスタ移行設計書		
11	パッケージソフトウェアの利用	使用する場合は協議して決定	
開発			
12	開発言語提案書	協議して決定	書面
テスト			
13	テスト計画書（請負者単体・結合テスト）	テスト実施、20営業日前 まで	書面
14	テスト計画書（請負業者総合テスト）		
15	テスト結果報告書（請負業者単体・結合テスト）	テスト完了後5営業日 以内	
16	テスト結果報告書（請負業者総合テスト）		
17	受入テストのテスト計画書	テスト実施、5営業日前 まで	
18	受入テスト仕様書		
19	受入テスト結果報告書		
導入			
20	導入実施結果報告書	導入作業完了後、5営業日以内	書面
移行			
21	移行計画書	移行実施、10営業日前まで	書面
22	移行完了報告書	移行完了後、5営業日以内	
教育			
23	教育訓練計画書	教育訓練実施、30日前まで	書面
24	教育訓練実施報告書	教育訓練完了後、5営業日以内	
納入成果物			
25	プログラム	令和3年2月26日（金）まで	電磁的記録媒体
26	プログラムインストール媒体		
27	プログラム設計書	令和3年2月26日（金）まで	書面及び電磁的 記録媒体
28	プログラム仕様書		
29	プログラムリスト	令和3年2月26日（金）まで	
30	プログラム構築手順書		
31	プログラム操作説明書		
その他			
32	契約責任範囲及び瑕疵担保責任範囲	納入前	書面
33	第三者の既存著作物の使用許諾の内容	協議して決定	
34	ハードウェア構成提案書	第1回定例会議終了後、30 日以内	
35	業務プログラムのバックアップ媒体	受入テスト合格後に協議	電磁的記録媒体
36	納入報告書	納入時	書面
37	完了報告書	令和3年3月5日（金）まで	書面